

聖籠町訓令第十六号

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年七月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準（平成十一年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三項第三号特別有給休暇の項中「骨髓移植の骨髓」の次に「若しくは末梢^{しょう}血管細胞移植のための末梢血管細胞の」を、「申し出ること」の次に「、」を加え、「骨髓を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。